

目 次

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画の概要	1
第 1 節 本計画の目的と位置づけ	1
1 本計画の目的	1
2 本計画の位置づけ	1
第 2 節 計画対象区域	2
第 3 節 計画目標年度	2
第 4 節 計画区域内人口	2
第 2 章 郡山市の概況	3
第 1 節 地理的、地形的、気候的特性	3
1 郡山市の概要	3
2 地勢	3
3 気候	6
第 2 節 人口動態・分布	8
1 人口及び世帯数の推移	8
2 人口分布	10
第 3 節 産業の動向	11
1 産業別就業人口	11
2 農業	13
3 工業	14
4 商業	15
第 4 節 土地利用の状況	16
第 5 節 交通の状況	17

第3章	ごみ処理基本計画	19
第1節	ごみ処理の現況と評価	19
1	ごみ処理の体系	19
2	収集区分	20
3	廃棄物処理手数料	20
第2節	中間処理の現況	21
1	熱処理施設の現況	21
2	中間処理施設の現況	23
3	最終処分の現況	25
4	郡山市内清掃施設位置図	26
5	ごみ処理の現況評価及び問題点	27
第3節	ごみ処理基本計画の検討	30
1	計画の基本理念及び基本方針	30
2	ごみ発生量の将来予測	32
3	収集・運搬計画の検討	54
4	中間処理計画の検討	55
5	最終処分計画の検討	61
6	災害廃棄物処理計画の検討	62
第4節	ごみ処理基本計画	63
1	ごみ処理基本計画の体系	63
2	ごみ処理基本計画	75
第4章	生活排水処理基本計画	77
第1節	生活排水の現況と評価	77
1	生活排水処理の体系	77
2	生活排水処理等の状況	78
第2節	生活排水処理基本計画の検討	80
1	計画の基本理念及び基本方針	80
2	生活排水処理基本計画	83
資料編		96

計 画 策 定 の 趣 旨

わが国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの変化による廃棄物の大量発生、環境負荷の増大などに伴って生じた温室効果ガスの排出量増加に起因する地球温暖化など、環境負荷の削減に向けた取組が求められています。

また、環境基本法、循環型社会形成推進基本法の制定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や資源の有効な利用の促進に関する法律等が改正され、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑えるといった低炭素社会づくり、自然と調和し共生するための循環型社会の形成に向けた諸問題への取り組みなど住みよい環境の保全と次世代への継承を目指す中で、廃棄物の減量化は最も取り組むべき課題のひとつです。

これらの課題は2015年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、先進国・新興国・途上国を含む全ての主要排出国が地球温暖化対策に取り組むことを約束する新たな国際枠組である「パリ協定」が採択されたことにより世界規模で取り組むべきものとなりました。

このような中、郡山市においても2008年に策定した「郡山市ごみ処理基本計画」において総合的かつ計画的な廃棄物の適正処理のための施策である、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）いわゆる3Rへの取組み、ごみの減量や資源の有効利用及び環境に優しいごみ処理体制の確立など、循環型社会に向けた施策を推進してきました。

生活雑排水全般を対象とした、「郡山市生活排水処理基本計画」においても、河川や湖沼の良好な水環境の形成と保全のため下水道の整備や接続率の向上、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換など、健全な水循環を維持、改善するための施策を推進してきました。

これまでの施策の評価を踏まえ、市民、事業者、行政の適切な役割分担により循環型社会の実現に寄与できるよう「一般廃棄物処理基本計画」を改定するものです。